

「藤三安浦店」新設届出の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 藤三安浦店

所在地 呉市安浦町中央三丁目119番ほか

2 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 大規模小売店舗を設置する者

名称	代表者	住所
株式会社藤三	代表取締役 藤村 重造	広島県呉市広本町三丁目15番5号

(2) 小売業を行う者

名称	代表者	住所
株式会社藤三	代表取締役 藤村 重造	広島県呉市広本町三丁目15番5号

3 大規模小売店舗の新設をする日

令和6年7月25日

4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

1,747平方メートル

5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数

61台

(2) 駐輪場の収容台数

50台

(3) 荷さばき施設の面積

24平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量

6.3立方メートル

6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻	閉店時刻
午前8時00分	午後10時00分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前7時30分から午後10時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

2箇所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時00分から午後10時00分まで

7 届出年月日

令和5年11月24日

8 届出等の縦覧場所

呉市産業部商工振興課（呉市中央4丁目1番6号）

安浦市民センター（呉市安浦町中央4丁目3番2号）

9 届出を縦覧することができる期間及び時間帯

(1) 期 間 令和5年11月29日から令和6年3月29日まで。ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。

(2) 時間帯 午前8時30分から午後5時15分まで

10 意見書の提出

法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に市に対し、次のとおり意見を提出することができます。

(1) 提出期限

令和6年3月29日

(2) 提出先

〒737-8501

呉市中央4丁目1番6号

呉市産業部商工振興課